

農畜産業振興事業費補助金交付要綱

（通 則）

第 1 農畜産業振興事業費補助金（以下「補助金」という。）は、地域農業及び畜産の振興を図るため、知事が別に定める事業実施要領等に基づいて市町村又は農業者の組織する団体等（以下「市町村等」という。）が行う農畜産業振興事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第 2 第 1 に規定する事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

（申請手続）

第 3 規則第 3 条の規定による申請書の様式は別記様式第 1 号のとおりとし、添付書類の様式は、別記様式第 5 号及び第 11 号から 15 号のとおりとする。

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体にかかる部分については、この限りでない。

3 第 1 項の規定による申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

（申請の取下げ）

第 4 規則第 7 条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第 5 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第 6 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし別表の承認を要する経費欄に掲げる変更以外の変更で補助金の変更をきたさない次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助等の目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助の目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更

(3) 補助の目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第 6 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（着手及び完了の報告）

第 7 補助事業者は、補助事業に着手し、又は完了したときは、着手又は完了の後速やかに別記様式第 7 号により着手（完了）報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、地域農業振興事業のうち園芸特産物等産地活性化事業の産地育成活性化推進事業及び畜産振興事業のうち畜産物消費促進事業費補助金を除く。

（事業遅延の報告）

第 8 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第 9 補助事業者は、補助事業の遂行状況について事業実施年度の 10 月 31 日までに調査を行い、その年度の 11 月 15 日までに、別記様式 8 号により遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならない。ただし、地域農業振興事業のうち園芸特産物等産地活性化事業の産地育成活性化推進事業及び畜産振興事業のうち畜産物消費促進事業費補助金を除く。

（実績報告書）

第 10 規則第 13 条に定める実績報告書の様式は別記様式第 2 号のとおりとし、添付書類の様式は、別記様式第 5 号及び第 11 号から 15 号のとおりとする。

- 2 第3第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する前において、第3第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、第5の規定に基づき、変更承認を受けなければならない。
- 3 第3第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日（地域農業振興事業のうち園芸特産物等産地活性化事業の産地育成活性化推進事業については4月5日）のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第11 知事は、規則第14条に基づき補助金の額を確定したときは、その旨を様式第3号により当該補助等事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、間接補助事業にあつては、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額とする。

（補助金の交付）

第12 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。補助金等の交付の請求は別記様式第4-1号によるものとし、概算払を行った場合、精算払いの請求は別記様式第4-2号によるものとする。なお、愛知県財務規則第78条で定める概算払精算書は別記様式第4-2号をもってこれに替えることとする。

（財産処分の制限）

- 第13 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。
- 2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上の財産）で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第9号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（書類の提出）

第14 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- (1) 名古屋市は県本庁に2部を、その他の市町村にあつては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。
- (2) 市町村以外の団体で、県域の団体にあつては、県本庁に2部を、名古屋市に所在する団体（県域の団体を除く）にあつては、別に定める部数を名古屋市を経由して県本庁に提出する。その他の団体にあつては、所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を市町村を経由して提出するものとする。

（附 則）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

（附 則）

この要綱は、平成22年6月10日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和2年12月10日から適用する。

（附 則）

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する経費
地域農業振興事業	地域農業振興事業費補助金	市町村若しくは農業者等の組織する団体が地域農業振興事業実施要領に基づき次に掲げる事業を実施するに要する経費、又は、市町村が農業者の組織する団体の当該経費に対して補助するに要する経費。 1 地域農業集団基盤造成事業 （1）集団樹園地造成改良事業 2 水田総合利用集団営農推進事業 （1）土地利用型作物生産施設整備事業 （2）営農集団促進機械導入事業 3 園芸特産物等生産近代化施設整備事業 （1）無病苗共同育苗は整備事業 （2）施設園芸団地近代化施設整備事業 （3）生産集団近代化施設整備事業 4 流通・加工近代化施設整備事業 （1）茶加工近代化施設整備事業 （2）園芸特産物等流通近代化施設整備事業 5 園芸特産物等産地活性化事業 （1）産地・消費者交流促進施設整備事業 （2）産地育成活性化推進事業 6 農業生産環境対策事業 （1）緊急農業生産環境対策事業 7 施設園芸省エネルギー化推進事業 （1）省エネルギー化推進産地整備事業 8 特認事業	補助事業費又は間接補助事業費の1／3以内	1 間接補助事業者の変更 2 事業区分又は事業種目の変更 3 施設の内容又は構造能力等の変更 4 施行箇所又は設置場所の変更 5 事業種目ごとの事業量の20％を超える減 6 補助事業費又は間接補助事業費の20％を超える増減
畜産振興事業	家畜糞尿処理対策事業費補助金	農業者の組織する団体が家畜糞尿処理対策事業実施要領に基づき行う次の機械施設の設置に要する経費につき、市町村が補助するに要する経費 1 たい肥生産施設、浄化処理施設 2 排せつ物等攪拌・運搬機械、たい肥施用機械・器具等	間接補助事業費の1／3以内 ただし、間接補助事業者当たり補助額10,000千円を限度とする。	1 間接補助事業者の変更 2 事業実施場所の変更 3 設置する基幹施設及び機械の種類の変更 4 間接補助事業費の20％を超える増減
	畜産物消費促進事業費補助金	愛知の畜産物消費促進推進協議会が畜産物消費促進事業実施要領に基づき行う畜産物消費促進事業に要する次の経費 1 消費者交流会開催に要する経費 2 料理講習会開催に要する経費 3 畜産物等の展示即売・宣伝資料作成配付等に要する経費	補助事業費の1／3以内	1 補助事業費の20％を超える増減
	自給飼料等利用促進事業費補助金	農業者の組織する団体が自給飼料等利用促進事業実施要領に基づき行う次の機械施設の設置に要する経費につき、市町村が補助するに要する経費 1 飼料作物の栽培、収穫、調製及び貯蔵用機械施設 2 稲わら等の採集、集荷、加工調製及び貯蔵用機械施設	間接補助事業費の1／3以内	1 間接補助事業者の変更 2 事業実施場所の変更 3 設置する基幹施設及び機械の種類の変更 4 間接補助事業費の20％を超える増減 5 補助対象経費の欄に掲げる1及び2に係る経費毎の20％を超える増減 6 受益面積の20％を超える増減

(様式第 1 号)

年度農畜産業振興事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者
氏 名

年度において、下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年愛知県規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき補助金 円を交付してください。

記

事 業 名 ○○○振興事業

補助金の種類 ○○○○事業費補助金

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 事業主体における納税対応状況表
- 4 その他知事が必要と認める書類

(様式第 2 号)

年度農畜産業振興事業実績報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記の事業については、別紙実績書のとおり実施したので、愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年愛知県規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき報告します。

記

事 業 名 （様式第 1 号に準ずる）

補助金の種類 （同 上）

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

（注） 1 事業実績書について、事業計画書と変更が生じた場合にあっては、変更部分について当初計画を上段に（ ）書き又は赤書きとして二段で記載する。

2 出来高設計書について実施設計書との変更が生じた場合も同様とする。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度農畜産業振興事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定内容及びその条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和 5 5 年愛知県規則第 8 号）第 1 4 条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額

金 円

(様式第 4 - 1 号)

請 求 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
(愛知県 事務所長殿)

所在地
団体名
代表者
氏 名

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度農畜産業振
興事業費補助金
(○○○○事業 円)

(概算払い・前金払いがある場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	前金払い 概算払い 精算払い

(注) 概算払請求の場合には、出来高等を記した書類を添付すること。

(様式第 4－2 号)

請求書兼概算払精算書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
(愛知県 事務所長殿)

所在地
団体名
代表者
氏 名

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度農畜産業振
興事業費補助金

なお、概算払いを受けた経費について、下記のとおり精算します。

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	前金払い 概算払い

(様式第5号)

収 支 予 算 書

(収支精算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 1 区分の欄は、市町村にあっては、事業費としての補助金と附帯事務費とを分けて記入することとし、農業団体にあっては、事業費の経費区分ごとに記入すること。

2 備考欄に区分ごとに減額した仕入れに係る消費税等相当額を記入すること。

(様式第 6 号)

農畜産業振興事業計画の変更承認申請書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農畜産業振興事業について、下記のとおり計画を変更したいので農畜産業振興事業費補助金交付要綱第 5 の規定に基づき承認されたく申請します。

(また、補助金 円の追加交付(減額)を併せて申請します。)

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

(注) 1 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。

2 施設、建物の変更の場合には変更設計書を添付すること。

3 () 内は交付決定した補助金に変更がある場合のみ記載する。

(様式第 7 号)

年度農畜産業振興事業着手（完了）報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた下記事業について、農畜産業振興事業費補助金交付要綱第 7 の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

事 業 名 (様式第 1 号に準ずる)

補助金の種類 (同上)

(別紙)

項 目	摘 要
事業主体	
事業実施主体	
事業種目	
着手年月日	年 月 日
着工年月日	年 月 日
竣工予定（完成）年月日	年 月 日
事業施行場所	
施行方法	
請負業者名	住所 氏名
機械器具購入先	住所 氏名

（注１）着手年月日は契約年月日とし、着工年月日は実際に工事に着手した年月日、完成年月日は事業実施主体が引渡しを受けた年月日を記載する。

（注２）完了報告書については、工事（契約）ごとで着工年月日、着工年月日、完了年月日、事業施行場所、施行方法、請負業者名等がわかるようにする。ただし、様式は任意とする。また同時に、工事(契約)ごとに契約書の写しを添付する。

(様式第 8 号)

年度農畜産業振興事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事業について、農畜産業振興事業費補助金交付要綱第 9 の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

事 業 名 (様式第 1 号に準ずる)

補助金の種類 (同上)

(別紙)

1 事業主体に対する補助金交付状況

事業主体名	県費補助金決定額	県費補助金受領額		交 付 済 額	
		月 日	金 額	月 日	金 額
			円		円

2 事業実施状況

事業 主体名	事業 種目	計 画		出来高 (第 Ⅰ・Ⅱ半期まで に完了したもの)		進捗率	残 高 (第 Ⅲ・Ⅳ半期以降 に実施するもの)		事業 完了 予定 年月 日	摘要
		事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費		
			円		円	%		円		

(様式第 9 号)

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名		地区	事業実施年度		年度		補助金名							
事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業実施 主体	工 種 構 造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処 分 の内容	
							県 費	市町村費	その他					
						円	円	円	円					
小 計														
小 計														
合 計														

- (注) (1) 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
(2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
(3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
(4) この書式により難い場合には、処分制限期間及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に変えることができる。

(様式第 10 号)

年 月 日 番 号

愛 知 県 知 事 殿

所在地
団体名
代表者氏名

年度 補助金に係る消費税仕入控除税額
(仕入に係る消費税等相当額) 確定に伴う返還相当額について (報告)

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました 補助金について、農畜
産業振興事業費補助金交付要綱第 10 第 3 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 愛知県補助金等交付規則 (愛知県規則第 8 号) の第 14 条に基づく補助金等の確定額
金 円
- 2 補助金の変更交付決定により減額した消費税仕入控除税額 (仕入に係る消費税等相当額)
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 (仕入に係る消費税等相当額)
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 1 1 号) ※一般事業者用

事業実施主体における納税対応状況表

事業実施主体名		
納 税 対 応 (予 定)	補助金に係る課税仕入の税額控除	該 当 欄
1. 課税売上げなし	税額控除なし	
2. 免税事業者	税額控除なし	
3. 納税義務者	――	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 一般事業者	――	
① 課税売上割合 9 5 %未満	――	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	――	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上割合 9 5 %以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

(様式第 1 1 号) ※公益法人等(消費税法別表第 3 に掲げる法人等、下記の※印参照) 用

事業実施主体における納税対応状況表

事業実施主体名		
納 税 対 応 (予 定)	補助金に係る課税仕入の税額控除	該 当 欄
1. 課税売上げなし	税額控除なし	
2. 免税事業者	税額控除なし	
3. 納税義務者	――	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 特定収入割合 5 %超	税額控除なし	
(3) 特定収入割合 5 %以下	――	
① 課税売上割合 9 5 %未満	――	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	――	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上割合 9 5 %以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。
〔特定収入：税金、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入〕

※ 国、地方公共団体に準ずる法人としての公庫、事業団、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、共済組合等と人格のない社団等

(様式第12号)

地域農業振興事業計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の負担区分

(1) 総括

事業区分	事業種目	事業費	負担区分		
			県費	市町村費	その他
地域農業集団 基盤造成事業		円	円	円	円
	小計				
水田総合利用 集団営農推進事業					
	小計				
園芸特産物等 生産近代化 施設整備事業					
	小計				
流通・加工近代化 施設整備事業					
	小計				
園芸特産物等 産地活性化 事業					
	小計				
農業生産環境 対策事業					
	小計				
施設園芸省エネ ルギー化推進 事業					
	小計				
特認事業					
	小計				
合計					

(2) 事業計画（実績） 別紙

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 添付書類

[産地育成活性化推進事業以外の事業の場合]

- (1) 補助金交付に関する規程
- (2) 土地を使用する場合は、権利を証する書類の写し
- (3) 機械、施設の管理運営に関する規程又は要領
- (4) 設計書（出来高設計書）

[産地育成活性化推進事業の場合]

- (1) 補助金交付に関する規程
- (2) 当該補助事業により作成した印刷物等関連資料（実績報告書のみに添付）

(産地育成活性化推進事業以外の事業の場合)

別 紙

(2) 事業計画 (実績)

事業区分	事業の内容						工期		事業費	負担区分				備考
	事業種目	事業実施主体	施設等の内容	構造又は能力	事業量	施行箇所又は設置場所	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日		県費	市町村費	借入金	その他自己負担金等	
												近代化資金等		
地域農業 集団基盤 造成事業														
	小計													
水田総合利用 集団営農 推進事業														
	小計													
園芸特産物 等生産近代化 施設整備事業														
	小計													
流通・加工近代 化施設整備事業														
	小計													
園芸特産物 等産地活性化 事業														
	小計													
農業生産環境 対策事業														
	小計													
施設園芸省 エネルギー 化推進事業														
	小計													
特認事業														
	小計													
合 計														

(注) 事業の内容の欄の事業種目及び施設等の内容は、事業区分別実施基準に基づいて、作成すること。
また、備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(産地育成活性化推進事業の場合)

別 紙

(2) 事業計画 (実績)

事業 実施 主 体	事業の 内 容	事業費	負担区分			備考
			県費	市町村費	その他	
	(1)産地育成活性化推進会議の開催 (2)産地育成活性化計画の作成 (3)安全・安心な農産物供給による 信頼できる産地の育成 (4)消費者ニーズに対応した高付加 価値品の育成					
計						

(注)備考欄には、事業実施主体に係る仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に は「減額した額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含 税額」とそれぞれ記入すること。

家畜糞尿処理対策事業 計画書（実績書）

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の配分

施設の 名 称	事業実施主体 名称・所在地 代 表 者 名	施設設置 場所又は 機 械 保管場所	施設面積 土地所有 区 分	機械施設 利用計画	設 置 す る 機 械 施 設 の 内 容			工事期間 又 は 購入時期	単価	事業費
					機械施設 の 種 類	構造 能力	員数			
			m ² 自己 借用						円	円

経 費 負 担 区 分				備 考
補助事業に要する （要した）経費		そ の 他		1. 公害関係法令に基づく特定施設設置の届出月日 届出 月 日 受理 月 日 2. 施行方法 請負 一部請負 直営 3. 借入金の種類と借入先 4. 仕入れに係る消費税相当額（該当するものにチェック） ☐ 減額した全額 円 ☐ 該当なし ☐ 含消費税相当額
県補助金	市町村費	借 入 金	自己資金	
円	円	円	円	

- (注) 1. 「施設の名称」は、家畜糞尿処理対策事業においては牛（豚、鶏）糞（尿）処理施設の別を、畜産経営改善事業においては事業の種類を記入すること。
2. 「土地所有区分」で借用の場合は貸借契約書又は承諾書写を添付する。
3. 「機械施設利用計画」は利用戸数、利用頭羽数を記入する。

3. 事業完了予定年月日（完了年月日）

添付書類

- (1) 施設建物は実施設計書（出来高設計書）、機械器具にあってはカタログ及び見積書（納品書）。ただし、既に提出している場合にあっては、変更のあった場合のみ添付するものとする。
- (2) 施設、機械の管理運営に関する規程又は要領
ただし、既に提出している場合にあっては、変更のあった場合のみ添付するものとする。

(様式第 14 号)

畜産物消費促進事業計画書（実績書）

1. 事業の目的

2. 事業の内容

(1) 消費者交流会

開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	備考

(2) 料理講習会

開催年月日	開催場所	対象者	参加人員	備考

(3) 展示即売

開催年月日	開催場所	対象者	内容・数量	備考

(4) 宣伝資料作成配布・展示等

資料名	配布先 又は展示場所	数量	配布・展示 時期	備考

3. 経費の配分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		県 補 助 金	自 己 負 担	そ の 他	
1 消 費 者 交 流 会		円	円	円	仕入に係る 消費税相当額 (該当するも のにチェック) ☐ 減額した 全額 円 ☐ 該当なし ☐ 含消費税 相当額
2 料 理 講 習 会					
3 展 示 即 売					
4 宣 伝 資 料 作 成 配布・展示等					

4. 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

(様式第 15 号)

自給飼料等利用促進事業計画書（実績書）

- 事業の目的
- 事業の内容及び経費の配分

事業の種類	事業実施主体名称 所在地、代表者名	受益 面積	受益 戸数	設置する機械・施設の内容			工事期間又 は購入期間	単価	事業費
				機械・施設 の 種 類	構造・能力	員数			
		ha	戸					円	円

経 費 負 担 区 分				施行方法	備 考
補助事業に要する （ 要 し た ） 経 費		そ の 他			
県補助金	市町村費	借 入 金	自己資金		
円	円	円	円		仕入れに係る消費税相当額（該当するものにチェック） ☐ 減額した全額 円 ☐ 該当なし ☐ 含消費税相当額

- 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

添付書類

- 事業実施主体が農業協同組合以外の場合にあっては、定款又は規約
- 受益地域、受益農家及び事業実施主体の所在地等をおとした図面 {1/20,000～1/50,000}
- 施設にあっては実施設計書（出来高設計書）、機械器具にあってはカタログ及び見積書（納品書）
- 施設、機械の年間利用計画、作業体系図
- 施設にあっては規模決定根拠、機械器具にあっては台数根拠
- 施設、機械の管理運営に関する規程又は要領